

第3章 社会福祉法人に対する県の指導監査の概要

I. 社会福祉法人に対する指導監督等の手法

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で設立を認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、所轄庁による指導監督等による強い公的規制を受けている。

社会福祉法人に対する指導監督等の手法は、概ね下表の様に区分される。

包括外部監査において**監査の対象とした「社会福祉法人に対する指導監査」**は、下表では、**法第56条に基づく法人監査が該当する。**

【社会福祉法人に対する指導監督等の手法】

担い手	指導監督等の手法	摘要
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立認可（法第31条） 定款変更認可（法第43条） 	法令や社会福祉法人審査基準の遵守状況を確認
	<ul style="list-style-type: none"> 法人監査（法第56条） 	法令や社会福祉法人指導監査要綱の遵守状況を確認
	<ul style="list-style-type: none"> 施設や事業所に対する認可及び監査等（法第62条及び老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、生活保護法等の法令） 	左記のほか法第70条に基づき、社会福祉事業を営む者に対して、経営の状況等を調査することができる
行政機関以外	<ul style="list-style-type: none"> 財務外部監査 	所轄庁以外の公認会計士等による
	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開 	法人の財務諸表や事業報告書等の公開
	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価 	福祉サービス全般を対象として、公平・中立な機関が専門的かつ客観的な立場で評価を行う

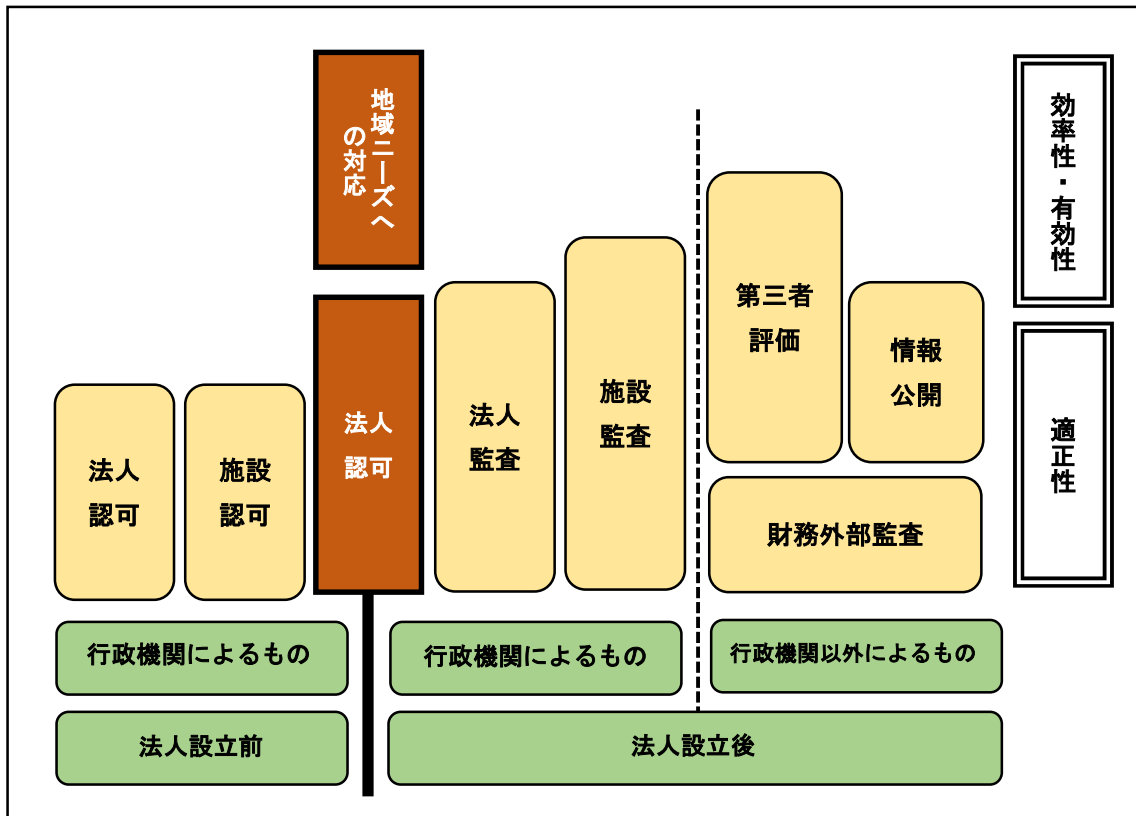
（県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成）

【 社会福祉法人に対する指導監督等の手法の位置付け 】

■社会福祉法人に対する指導監督等については、

- ① 法人設立前と設立後
- ② 行政機関によるものと行政機関以外によるもの
- ③ 法令等の遵守の状況（「適正性」）と得られた効果や目的の達成の状況（「効率性・有効性」）
- ④ 実施する事業や運営管理と地域からの期待の対応

といった視点により区分できる。



(県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

Ⅱ. 社会福祉法人に対する指導監査

1. 目 的

社会福祉法人に対する指導監査（以下「法人指導監査」という。）は、法第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業運営に関する指導監査事項について指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

2. 法人指導監査の根拠

厚生労働省より各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に発出された「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日 雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号、最終改正：平成25年3月29日）（以下「**制定通知**」という。）により、法人指導監査の実施に当たっては、指導監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実実施計画を策定した上で、「**社会福祉法人指導監査要綱**」（以下「**国要綱**」という。）に基づき、効果的に実施することが求められている。

なお、県では、「**社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱**」（以下「**県要綱**」という。）を定め、その第4条第1項において、「法人に対する指導監査は、国から示される処理基準等に基づいて実施する。」とし、**国要綱**を含む処理基準等に基づいて法人指導監査を実施する方針が示されている。

3. 法人指導監査の種類と頻度

制定通知によると、法人指導監査は、**一般監査**と**特別監査**とするとされている。

（1）一般監査

① 制定通知における取り扱い

制定通知によると、一般監査については、実地において行うものとし、（次頁表1）のいずれも満たす社会福祉法人については、**2年に1回**とすることとされている。

【(表1) 制定通知において一般監査を2年に1回とする要件】

要 件	
ア	法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。
イ	当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

(制定通知より包括外部監査人が抜粋)

さらに、(表2)を満たす社会福祉法人については、法人指導監査を**4年に1回**として差し支えないとされている。

【(表2) 制定通知において一般監査を4年に1回として差し支えないとする要件】

要 件	
ア	表1のア、イに関して問題が認められない法人が、外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき。
イ	表1のア、イに関して問題が認められない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取組んで差し支えない。 ・地域社会に開かれた事業運営が行われている。(福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている。) ・地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(制定通知より包括外部監査人が抜粋)

② 県要綱における取り扱い

県要綱によると、一般監査は、**実地検査**または**報告等**(法人又は施設に対し、**チェックリスト**^(注)もしくは帳簿、書類等の提出又は報告を求める方法)により実施するとされている。一般監査の範囲に報告等が含まれる点が、制定通知とは異なる。

また、法人に対する実地検査は、**4年に1回以上実施**するとされている。ただし、本部運営及び法人が経営する社会福祉事業において、何らかの問題が認められる法人は**毎年度**、法人本部運営及び法人が経営する社会福祉事業において、特に大きな問題は認められないが、外部監査結果又は苦情解決への取組み、第三者評価事業の未受審等、条件を満たさない項目がある法人については、**2年に1回実施**することとされている。

(注) 196頁以下に、参考として県が社会福祉法人に対し年に1回の提出を求めているチェックリストの様式を掲載している。

(2) 特別監査

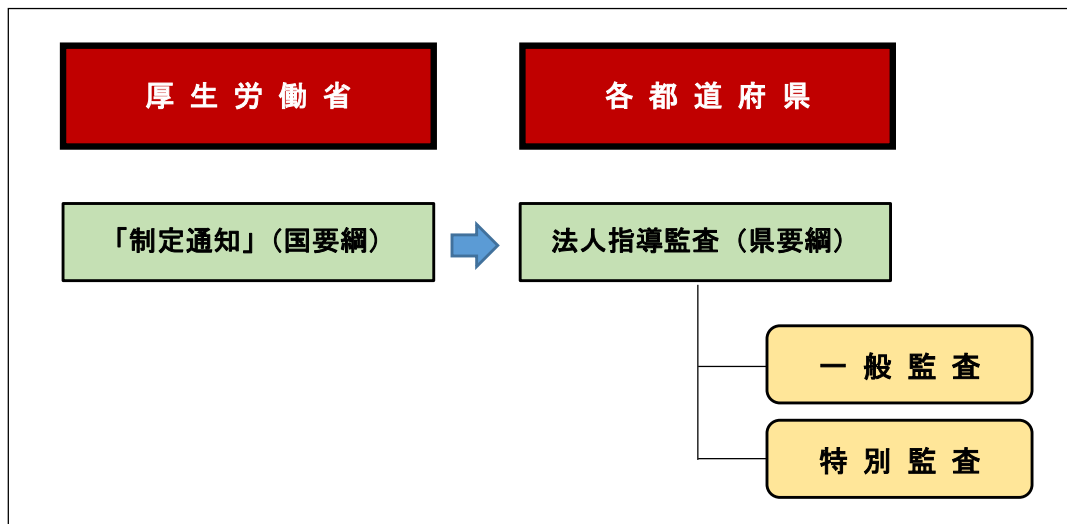
① 制定通知における取り扱い

制定通知によると、特別監査については、実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施すること、指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施することとされている。

② 県要綱における取り扱い

県要綱では、法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったことが思料されるとき、度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき、正当な理由がなく一般監査を拒否したとき等に実施することとされている。

【 法人指導監査の根拠と種類 】



4. 法人指導監査の実施内容

制定通知によると、法人の適正な運営を確保する観点から、**国要綱**に基づき適切に指導監査を行うべきこととされている。

県要綱には、法人指導監査の実施内容についての具体的記載はないが、その第4条第1項において、「法人に対する指導監査は、国から示される処理基準等に基づいて実施する。」としていることから、**国要綱**を含む処理基準等に基づいて法人指導監査を実施する必要がある。

次頁表は、**国要綱**に記載されている指導監査項目である。

【 国要綱の指導監査項目 】

項 目	指 導 監 査 事 項
I 組織運営	
1 定款	1. 定款準則に準拠していること。 2. 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。
2 役員	
(1) 定数・現員	1. 欠員が生じていないこと。
(2) 選任・任期	1. 役員を選任する手続きが、定款の定めに従って行われていること。 2. 役員が任期が明確になっていること。 なお、補欠の役員は、前任者の残任期間であること。 3. 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当なこと。
(3) 適格性	1. 欠格事由を有する者が選任されていないこと。 2. 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。 ただし、社会福祉協議会にあっては役員総数の5分の1までは差し支えないこと。 3. 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 4. 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。 5. 役員報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。
3 理事	
(1) 定数	定数は、6名以上であること。
(2) 適格性	1. 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。 2. 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。 3. 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。 4. 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。 ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
(3) 代表者	1. 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令29号）に基づき、その内容を登記すること。 2. 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。 3. 理事長の職務代理が指名されていること。
4 監事・監査	
	1. 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。 2. 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。 また、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。 3. 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。 4. 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。 5. 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。 6. 財産状況などの監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。 7. 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されていること。
5 理事会	
(1) 審議状況	1. 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。 2. 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。 3. 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。 4. 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。
(2) 記録	議事録は、正確に記録され、保存されていること。
6 評議員・評議員会	
	1. 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスが必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を営む事業 ③ 介護保険事業 2. 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。 3. 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。 4. 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。 5. 地域の代表が参加していること。

項 目	指 導 監 査 事 項
	<p>また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</p> <p>6. 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。</p> <p>7. 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。</p> <p>8. 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。</p> <p>9. 議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>
Ⅱ 事業	
1 事業一般	
	<p>1. 定款に記載されている事業が行われていること。</p> <p>2. 定款に記載されていない事業を行っていないこと（定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。）。</p> <p>3. 公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。</p>
2 社会福祉事業	
(1) 運営状況	<p>1. 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>2. 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）又は収益事業の支出に充てていないこと。</p> <p>3. 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。</p>
(2) 事務手続	事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。
3 公益事業	
(1) 必要性	<p>1. 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。</p> <p>2. 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。</p> <p>3. 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>4. 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。</p>
(2) 剰余金が出た場合の処分	剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。
4 収益事業	
(1) 必要性	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令4条各号及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。
(2) 事業内容	<p>1. 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。</p> <p>2. 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>3. 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。</p> <p>4. 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。</p> <p>5. 収益事業は、特別会計とされていること。</p>
(3) 収益の処分	収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。
Ⅲ 管理	
1 人事管理	
(1) 任免関係	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
(2) 職務関係	職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。
2 資産管理	
	<p>1. 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。</p> <p>2. 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。</p> <p>3. 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。</p> <p>4. 株式の保有は原則として以下の場合に限られること。</p> <p>① 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>② 社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。</p> <p>③ 上記①及び②の場合は株式の保有が認められるが、その場合でも、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>④ 基本財産として株式が寄付される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄付を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄付の目的について十分注意し、必要な指導等を行うこと。</p>

項 目	指 導 監 査 事 項
	<p>5. 株式の保有が認められる場合において、株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の以下に定める事項を記載した書類を提出していること。</p> <p>① 名称 ② 事務所の所在地 ③ 資本金等 ④ 事業内容 ⑤ 役員の数及び代表者の氏名 ⑥ 従業員の数 ⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧ 保有する理由 ⑨ 当該株式等の入手日 ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</p> <p>6. 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。</p> <p>7. 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</p> <p>8. 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。）。</p> <p>9. 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>10. 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。</p> <p>11. 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</p>
3 会計管理	
(1) 予算	<p>1. 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2. 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。</p>
(2) 会計処理	<p>1. 経理規程を制定していること。</p> <p>2. 会計責任者が置かれていること。</p> <p>なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。</p> <p>3. 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>
(3) 債権債務の状況	<p>1. 借入金は、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。</p> <p>また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2. 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</p>
(4) 決算及び財務諸表	<p>1. 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。</p> <p>2. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。</p>
(5) その他	<p>1. 社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。</p> <p>2. 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理され、とともに適正に管理がなされていること。</p>
4 その他	
	<p>1. 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。</p> <p>2. 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。</p> <p>3. 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。</p> <p>4. 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>

5. 法人指導監査と施設等の指導監査

法人指導監査は、法第56条の「法人監査」のことであり、施設等の指導監査は、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、生活保護法等の法令で規定する「施設や事業所に対する認可及び監査等」のうち監査の部分のことである（52頁表を参照）。

制定通知によると、**法人運営と施設等の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人指導監査は、施設等の指導監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいとされている。**特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している都道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監督を担当する指定都市・中核市と法人指導を担当する都道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこととされている。

【 法人指導監査と施設等の指導監査について 】

分類	対象	根拠法令	実施主体	法定受託事務 or 自治事務	監査要綱	監査事項	
法人指導監査	社会福祉法人	社会福祉法第56条	国・都道府県・市	法定受託事務	社会福祉法人指導監査要綱の制定について (平成13年7月23日、雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号)	I 組織運営 定款、役員、理事、監事・監査、理事会、評議員・評議員会 II 事業 事業一般、社会福祉事業、公益事業、収益事業 III 管理 人事管理、資産管理、会計管理 IV その他	
施設等の指導監査	介護保険施設等	介護保険法第23条、24条、76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、17、27、平成18年旧介護保険法(経過措置)第112条	都道府県・市町村	自治事務	介護保険施設等の指導監督について (平成18年10月23日、老発第1023001号)	○運営指導 利用者の生活実態の確認及びサービスの質に関する確認 ○報酬請求指導 報酬基準に基づいた実施の確認 ○監査 不正事案等における厳正な対応(指定基準違反、不正請求、利用者への虐待行為等)	
	老人福祉施設等	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	都道府県・指定都市・中核市	自治事務	老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日、老発第481号)	第1 適切な入所者処遇の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化、秘密保持、事故発生時の対応	
	障害者施設等	指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関	障害者総合支援法第10条、11条、48条1項、51条の27、66条	都道府県・市町村	自治事務	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について (平成19年4月26日、障発第0426001号)	第1 基本方針 第2 人員に関する基準 第3 設備に関する基準 第4 運営に関する基準 第5 変更の届出等 第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い
		指定障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター	障害者総合支援法第48条3項、85条、児童福祉法第46条	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市	自治事務	障害者支援施設等に係る指導監査について (平成19年4月26日、障発0426003)	第1 適切な利用者支援の保護 利用者支援の充実、利用者の生活環境等の確保自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化
	児童施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉法第46条、59条	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市	自治事務	児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日、児発第471号)	第1 適切な入所者処遇の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化
生保施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法第44条	国・都道府県・指定都市・中核市	法定受託事務	○生活保護法による保護施設に対する指導監査について(平成12年10月25日、社援第2395号) ○生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について(平成24年3月26日、社援発0326第4号) ○生活保護法による保護施設指導監査の実施について(平成13年3月30日、社援監発第8号)	第1 適切な入所者処遇の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化	

6. 法人指導監査の結果

(1) 制定通知における取り扱い

制定通知によると、指導監査の結果、改善を要する事項については、**改善措置を文書をもって指導**し、また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施することとされている。

また、上記指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により**改善を命ずる等所要の措置を講ずる**こととされている。さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく**業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施**することとされている。

指導監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能にしておく体制を整えることが望ましいとされている。

(2) 県要綱における取り扱い

県要綱では、指導監査終了後、必要に応じて指導監査の結果について講評を行い、また、指導監査の結果、重要と認められる改善又は是正を要する事項については、必要に応じて本庁と協議の上、**速やかに文書をもって改善又は是正を指示**するとされている。その際に、明文化された規定はないが、県では遅くとも実地監査後1か月以内には通知するように努めている。

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求め、改善状況を確認する。その際、改善報告の期限は、文書による指摘の日から起算して45日を目途とするとしている。

改善報告の期限が過ぎても提出されない場合は督促を行い、また改善報告の内容が著しく不十分な場合には、必要に応じて、確認のための実地検査を行うが、指導監査に係る指摘事項について改善の措置が講じられない場合や、度重なる指導監査によっても改善が図られない場合は、個々の内容に応じて、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく**業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施**することとされている。

7. 法人指導監査の権限

(1) 県の取り扱い

社会福祉法人に対する県の指導監査の権限は、平成9年4月に神戸市、姫路市、平成20年4月に西宮市（中核市指定）、平成21年4月に尼崎市（中核市指定）に移譲された。平成25年4月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の施行に伴い、上記指導監査の権限が一般市に移譲されたが、4市（明石市、伊丹市、加古川市、三木市）を除く**県内21市（次頁表の①から⑳までの市）**については、**平成25年4月1日現在、法人指導監査等の事務を県に委託し、移譲された権限を事実上、県に戻す措置をとった。**

この措置は、「社会福祉法人及び当該法人が運営する施設の指導監査は、法人の負担や行政効率の面から、同一の行政主体が一元的に行うことが望ましく、そのため、国に対しては、施設の指導監督権限も早期に市に移譲するよう強く要望するとともに、法人・施設に関する指導監督権限を一体的に行使できるよう、市の担当者を対象とした研修の実施等の支援を行う。」という県の考え方に則したもので、市が体制を整備するまでの間、県が一時的に（原則、平成26年度末まで）事務委託を有償にて受けることを各市と調整したものである。

(2) 県の受託事務の概要

① 受託事務の法的根拠

地方自治法第252条の14第1項（普通地方公共団体間の事務委託）

② 対象となる法人

主たる事務所が市の区域内にあり事業が当該市の区域を超えない法人。

なお、**市内に主たる事務所の所在地があっても、事業の拠点が他の市町の区域にも存在する場合は県が、他の都道府県の区域に存在する場合は近畿厚生局が、引続き事務を行う。**

③ 受託事務の範囲

(ア) 法第6章（第22条～第59条）の規定により市長の権限に属する事務

- ・ 設立及び合併の認可
 - ・ 定款変更の認可又は届出受理
 - ・ 現況報告書の收受
 - ・ **指導監査**（報告の徴収、実地検査等）
 - ・ 改善命令等の行政措置
- 等

(イ) 社会福祉法施行規則第 11 条の規定により市長の権限に属する事務

- ・ 社会福祉法人台帳の備付

(ウ) 上記に掲げる事務に附帯する事務

④ 経費負担

受託事務の管理及び執行に要する経費は当該市が負担

【 法人指導監査の権限移譲の状況推移 】

年 月 日	市 名	権限移譲の根拠
平成 9 年 4 月 1 日	神戸市、姫路市	社会福祉事業法 (現 社会福祉法) の改正
平成 20 年 4 月 1 日	西宮市	中核市の指定
平成 21 年 4 月 1 日	尼崎市	中核市の指定
平成 25 年 4 月 1 日	明石市、伊丹市、加古川市、三木市	第 2 次一括法の施行 ※他の 21 市は県へ事務を委託
平成 26 年 4 月 1 日	①宝塚市	事務の委託の廃止
平成 27 年 4 月 1 日 (予定)	②洲本市、③芦屋市、④相生市、⑤豊岡市、 ⑥赤穂市、⑦西脇市、⑧高砂市、⑨川西市、 ⑩小野市、⑪三田市、⑫加西市、⑬篠山市、 ⑭養父市、⑮丹波市、⑯南あわじ市、 ⑰朝来市、⑱淡路市、⑲宍粟市、⑳加東市、 ㉑たつの市	事務の委託の廃止

(県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

第4章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、①社会福祉法人の財務事務の執行において、合規性や会計基準への準拠性の観点に照らし問題があり、本来は、社会福祉法人に対する県の指導監査において適切に指導されるべきであったと判断されるもの、②社会福祉法人に対する県の指導監査事務に関して、国要綱の趣旨に照らし問題があると判断されるものを「指摘事項」として記載している。

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、①社会福祉法人の財務事務の執行における問題点及び改善提案、②社会福祉法人に対する県の指導監査を効果的・効率的に実施するための改善提案を「意見」として記載している。

本章の構成としては、次頁表のとおり、67頁以下のⅠ. に総評を記載した上で、69頁以下のⅡ. <指摘事項及び意見の総括>には、冒頭1. において、社会福祉法人に共通する課題である<コーポレートガバナンスについて>の問題を取り上げ、次に、78頁以下の2. <社会福祉法人の財務事務の執行について>には、117頁以下のⅢ. <県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見>と144頁以下のⅣ. <民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見>を総括し、集約したものを記載し、さらに、95頁以下の3. には<社会福祉法人に対する県の指導監査について>の指摘事項及び意見を記載している。

なお、「民間社会福祉法人の名称」並びに「民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見」は、匿名（社会福祉法人A～L）による記載とした。

これは、県が社会福祉法人に対する指導監査結果の公表を匿名で行う方針をおっており、本報告書における民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見も、上述のとおり、本来であれば県の指導監査において適切に指導や問題提起がなされるべきであった位置付けのものであることから、県の開示方針を考慮し、本報告書においても匿名により取り扱うことが適当であると包括外部監査人が判断したことによる。

また、8頁に記載のとおり、包括外部監査において実施した手続は、一般に公正妥当と認められる監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、社会福祉法人の財務諸表等のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【 第 4 章 の 構 成 】

I. 総評 67

1. 県の外郭団体である社会福祉法人 67

2. 民間社会福祉法人 67

3. 県の指導監査 68

II. 指摘事項及び意見の総括 69

1. コーポレートガバナンスについて 69

【指摘事項－1】～【指摘事項－3】
【意見－1】～【意見－3】

2. 社会福祉法人の財務事務の執行について 78

【指摘事項】及び【意見】を
総括し集約

3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について 95

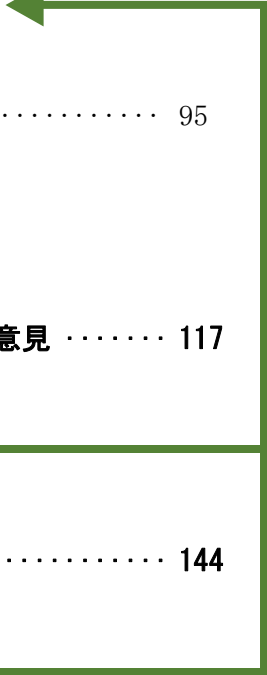
【指摘事項－4】～【指摘事項－12】
【意見－4】～【意見－8】

III. 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見 117

【指摘事項－13】～【指摘事項－15】
【意見－9】～【意見－20】

IV. 民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見 144

【意見－21】～【意見－64】



I. 総評

包括外部監査の対象は、1. **県の外郭団体である社会福祉法人**、2. **民間社会福祉法人**、3. それに対する**県の指導監査**である。

それぞれを監査した結果としての総評は以下のとおりである。

1. 県の外郭団体である社会福祉法人

県の外郭団体である社会福祉法人は、指導監査を行う県とは近い関係にあるため、本来、コーポレートガバナンスや新しい社会福祉法人会計基準への取り組み、その他の経営管理全般について、**民間社会福祉法人の模範となるよう期待されているが、包括外部監査の結果、88頁～92頁（さらに、詳細は117頁～143頁）に記載のとおり指摘すべき事項が散見された。**

指摘事項及び意見については、改善に向けた検討が必要であるとともに、県の指導監査の効果が十分に発揮されているかどうかについての検証も必要である。

2. 民間社会福祉法人

監査対象とした民間社会福祉法人 12 法人については、いずれも**役員及び職員の社会福祉事業に対する思い入れが感じられ、また、一部の法人では真剣にコーポレートガバナンスの構築に取り組まれている**という印象であった^(注)。しかし、新聞等では昨今、「税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、多額の内部留保をため込み蓄財している。」といった内容の報道がなされ、厚生労働省社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直し等について議論が行われている。

包括外部監査の結果として、民間社会福祉法人は、国の不安定な介護保険制度、施設整備補助制度に翻弄され続けており、**ある程度の内部留保を持たなければ安定的な経営は難しく、また、106頁～108頁に記載のとおり、将来の施設の建て替え費用として積み立てられるべき「建設費等積立資産」等の積立資産が法人の財政状態を事情として計上されていないなど、現在の内部留保の水準では将来の施設の大規模修繕、更新等への備えが、必ずしも十分とは言えない状況にある**と考える。

一方で、民間社会福祉法人は、指摘事項及び意見に記載のとおり、コーポレートガバナンスや新しい社会福祉法人会計基準への取り組みにおいて不十分な点が見受けられ、また、ファミリー企業との不明瞭な取引が行われている事例があった。**こうした問題を各法人が謙虚に自覚し、改善に向けた行動を積極的に取るべき**であり、今回の包括外部監査での指摘事項及び意見については、**今後、県の指導監査の協力を得て、改善に向けた検討が行われることを強く期待する**ものである。

(注) 役員及び職員の社会福祉事業に対する思い入れが感じられ、真剣にコーポレートガバナンスの構築に取り組まれているという印象の事例（包括外部監査人によるコメント）

事例 1	<p>当法人は業績が安定する中で、県下において数少ない先進的施設を運営している。当施設は小規模であり、黒字化が難しい施設であるが、社会福祉法人にしか出来ない事業の一つとして、真剣に取り組んでいるとのことであった。理事長等の社会福祉事業に対する意識の高さが感じられた。</p> <p>また、当法人の理事会には大学教員・企業経営者・他の社会福祉法人理事等が理事及び監事として参加し、理事会議事録によると土地の取得、建物の建設等の重要な意思決定においては、相当に真剣な議論が行われている。結果として、施設の立地、コスト削減、質感等は、いずれも高いレベルとなっている。コーポレートガバナンスの機能強化が功を奏した好例である。</p>
事例 2	<p>当法人では、役員自らが、独自の人事評価システムを構築する等人材教育に力を注いでおり、結婚出産後にキャリアを生かして復職している職員がとて多いことが印象的であった。</p> <p>また、民間企業経営者であった役員がコーポレートガバナンスの重要性を早くから認識し、その機能強化を図ることにより、事例 1 と同様に、高いレベルのコスト削減等が実行されていた。</p>
事例 3	<p>当法人では、役員自らが人材教育に情熱を傾けられ、独自のスタッフ育成プログラムを作り、高い評価の職員は給与水準を引き上げ、職員満足度を高めるとともに、介護知識・技術の高水準化・均一化を図り、施設において高いレベルのサービスを実践していたこと、及び、施設利用者のニーズに合った施設整備へのこだわりが、極めて印象的であった。</p>

3. 県の指導監査

県の指導監査部門が、社会福祉法人より毎年入手しているチェックリストには、法人のコーポレートガバナンス（役員、理事会等の開催状況、物品購入や工事の契約方法等）、法人決算の状況等が詳細に記載されるようになっており、このチェックリストを分析することで法人定款や経理規程等に反する事項等を把握することが可能である。しかし、実際には、**県の指導監査においては、チェックリストの情報を十分に活用できておらず、指導監査における指摘や改善も十分には行われていない。**また、複式簿記を前提とした**社会福祉法人会計基準に対する指導監査担当職員の理解が十分ではなく、踏み込んだ指導が行われていないなど、県の指導監査については、監査の体制整備（手法、人員）、専門性の向上が必須と考えられる。**

その他にも、**内部留保への指導監査方針が不明確なこと、さらに、事業存続自体が困難となりかねない法人やコーポレートガバナンスに問題のある法人等の課題解決に向けた迅速な指導が行われていない、不正の温床となり得るファミリー企業への深度ある監査が行われていない等、県の法人指導監査については、改善すべき点が散見される。**

Ⅱ. 指摘事項及び意見の総括

1. コーポレートガバナンスについて

法人定款に定められる理事会及び監事、評議員会、さらには、法人本部機能を含む**コーポレートガバナンスの機能**は、社会福祉法人の「経営」を管理するために**最も基本的かつ重要な**ものである。

包括外部監査において、理事会及び評議員会議事録の閲覧等の監査手続を実施した結果、**定款の規定に反する、あるいは、定款の規定には反しないもののコーポレートガバナンスの機能が果たされていない事例が散見された。**

(1) 理事、理事会

【指摘事項－1】 チェックリストには、**役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。**

社会福祉法人の理事を含む役員の資格要件は、次頁のとおり、審査基準第3に記載されている。

チェックリストには、この基準に基づき、役員の資格等を記載する欄が設けられ、**学識経験者、地域の福祉関係者、財務諸表等を監査し得る者については、各人について、197頁に記載の具体的な実務経験や該当資格の番号を丸印の枠内に記入するルールになっているが、実際**に上記記入が行われていたのは、**監査対象法人の中では、兵庫県社会福祉事業団と社会福祉法人D、E、F、Jのみ**であった。

社会福祉法人の理事を含む役員が、審査基準に基づく資格要件を充足していることは、コーポレートガバナンスを構築する上での前提条件になるものであり、大変重要であることから、**チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。**

【 役員の資格要件 】**社会福祉法人審査基準**

第 3 法人の組織運営

2 理事

- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (7) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。
- (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であつてはならないこと。
- (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。

【指摘事項－ 2】 理事会開催において毎回、書面表決者を出席者とみなさなければ理事会の定足数に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。

法第 38 条では、「理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。」、同第 39 条では、「社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。」とされている。しかし、理事会の役割や理事の具体的な職務・役割については、法に明記されていない。社会福祉法人定款準則では、法人業務の決定は理事会によって行うこととされており、理事会で議決すべき議案は、(表 1) のようなものとなる。

また、理事会の開催状況を確認した結果、次頁(表 2)のように、**理事会開催において毎回、書面表決者を出席とみなさなければ理事会の定足数(理事総数の 3 分の 2 以上の出席)に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。**

法人定款では、書面表決者が理事会のみなし出席者として認められており、また、理事の定数は下限のみ定められており、上限は設けられていないため、定款の規定に反するわけではないが、**重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては改善が望まれる。**

なお、国要綱の指導監査項目 I. 2 (3) 役員 の 適 格 性 (57 頁 参 照) では、「実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でない。」とされており、これを受けて、チェックリスト(200 頁参照)では、「社会福祉法人の運営は理事会による合議制であり、**実際に法人運営に参画できない者(書面表決を含む)を役員として名目的に選任することは適切でない。**」とし、社会福祉法人に対して自己点検を求めている。

【(表 1) 理事会で決議すべき議案一覧】

- ① 予算(※)、決算の承認、基本財産の処分(※)、事業計画、事業報告
- ② 予算をもって定めるもののほか、新たに生じる義務の負担又は権利の放棄の同意(※)
- ③ 定款の変更(※)
- ④ 法人の合併の同意(※)
- ⑤ 解散の同意、解散した場合における残余財産の帰属者の選定(※)
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁の許認可を受ける事項
- ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ⑧ 施設長の任免その他重要な人事
- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く。)
- ⑩ 役員報酬に関する事項
- ⑪ 理事長の選任(互選)

((※) は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意が必要)

(国要綱より抜粋)

【(表 2) 理事会運営上の問題点】

社会福祉法人名	問 題 点
兵庫県社会福祉協議会	<p>定款で、理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない(定款第12条の6)となっている。定款第12条の7において書面で意思を表示した者は出席者とみなすとしているが、下記のとおり毎回書面表決者が5名おり、理事会運営の改善に向けて協力すべきである。</p> <p><理事会開催状況(平成25年4月～平成26年3月)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第230回理事会 (平成25年5月30日(木) 10:30～12:00 兵庫県福祉センター2階203会議室) 理事現員数:23 本人出席:16 書面表決:6 欠席:1 監事現員数:3 本人出席:2 欠席:1 ・第231回理事会 (平成25年10月28日(月) 10:30～12:00 兵庫県福祉センター2階203会議室) 理事現員数:21 本人出席:16 書面表決:5 欠席:0 監事現員数:3 本人出席:1 欠席:2 ・第232回理事会 (平成25年12月26日(木) 10:30～12:00 兵庫県福祉センター2階203会議室) 理事現員数:20 本人出席:12 書面表決:5 欠席:3 監事現員数:3 本人出席:2 欠席:1 ・第233回理事会 (平成26年3月27日(木) 10:30～12:00 兵庫県福祉センター2階203会議室) 理事現員数:20 本人出席:12 書面表決:5 欠席:3 監事現員数:3 本人出席:2 欠席:1 <p>理事の定数は23名である。</p> <p>兵庫県社会福祉協議会に定数が多い理由について質問したところ、社会福祉事業を行う法人、団体等の協議体であるという考えのもと組織されており、理事会は法人運営だけでなく、県内の様々な福祉に関する課題等を協議する場でもあるため、それぞれの分野から理事を選出する必要があり、これ以上定数を削減するのは難しいとのことであった。また、他の都道府県社会福祉協議会の理事数と比較しても必ずしも極端に定数が多いとは言えないとのことであった。</p> <p>しかし、理事会が行われる時間に限りがある中では、各理事の発言機会は少なからざるを得ず、法人業務の意思決定機関としては定数が多いのではないか。県内の様々な福祉に関する課題等を協議する場は、理事会以外の部会や委員会でも良いのではないかと。</p> <p>なお、チェックリストでは、「役員定数が過大又は過少のため、法人運営に支障が生じており、定数変更以外改善方法がない場合には、定款変更の手続きをとり、定数の適正化に努めること。」とされている。</p>

【意見—1】 理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。

現状、理事報酬については国の指針等においても概念が明確化されていない。例えば、法令の定めにより毎年6月末までに所轄庁に提出する必要がある現況報告書（国の指定様式）では、理事報酬（職員と兼務の場合は支給方法）として、①理事報酬・職員給与ともに支給、②理事報酬のみ支給、③職員給与のみ支給、④支給なし、の4区分のいずれかに○をすることとなっており、施設長や法人本部長（いずれも職員）と兼務の場合においても、複数の報酬支給方法があることが示されている。

包括外部監査の結果、職員と兼務の場合には、③の「職員給与のみ支給」が多いが、「理事報酬のみ支給」も見受けられる等、**実務においても理事報酬概念は明確化されていない。**

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会の平成26年10月20日付の資料によると、社会福祉法人が公益性を担保する財務規律として、適正かつ公正な支出管理、余裕財産の明確化、福祉サービス・地域公益活動への再投下の3方針が示されており、適正かつ公正な支出管理の具体策として、「役員報酬基準の設定」を検討しているとのことである。役員報酬基準設定の際には、**理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。**

(2) 評議員会

【指摘事項－3】 毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。また、殆どの民間社会福祉法人では、定款に定められる定数によると、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認される。

「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。

社会福祉法人の評議員会は、下表の事項を審議するほか、理事及び監事を選任する重要な役割を有している。

理事会は、下表の事項を決定しようとするときは、原則として、「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」とされている。

評議員会議事録及び理事会議事録を閲覧した結果、【評議員会運営上の問題点】に記載のとおり、毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。また、殆どの民間社会福祉法人の定款に定められる理事と評議員の定数の関係が、「理事定数×2+1名＝評議員数」となっており、理事全員が評議員を兼務しているが、これでは、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認されることになる。

「理事会は重要な事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。

【 評議員会で審議すべき事項一覧 】

- ① 予算、決算の承認、基本財産の処分、事業計画、事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 法人の合併
- ⑤ 解散（合併又は破産による解散を除く。）
- ⑥ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ⑦ その他、この法人の業務に係る重要事項で、理事会において必要と認める事項

【 評議員会運営上の問題点 】

社会福祉法人名	問 題 点
兵庫県社会福祉協議会	<p>理事会と同様に書面表決者も出席者とみなされることとなっている（定款第 15 条の 8）。全県下の市社協や区社協の理事等 50 名からなる評議員会の日程調整は難しい面もあるが、毎回欠席者と書面表決者が 20 名以上というのは、改善に向けて努力すべきである。</p> <p><評議員会開催状況（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回評議員会 （平成 25 年 5 月 30 日（木） 13:00～14:30 兵庫県福祉センター 1 階多目的ホール） 評議員現員数：50 本人出席：30 書面表決：16 欠席：4 ・ 第 178 回評議員会 （平成 25 年 12 月 26 日（木） 13:00～14:30 兵庫県福祉センター 1 階多目的ホール） 評議員現員数：49 本人出席：28 書面表決：17 欠席：4 <p>[コメント]</p> <p>第 2 号議案で「理事の選任」が上程され、一括審議の結果、承認されている。なお、評議員の選任について報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 179 回評議員会 （平成 26 年 3 月 27 日（木） 13:00～14:30 兵庫県福祉センター 2 階 203 会議室） 評議員現員数：50 本人出席：30 書面表決：14 欠席：6
民間社会福祉法人	<p>理事会と評議員会が、同日（但し、開催時刻は評議員会、理事会の順にずらしている）に開催している例が多い。理事会及び評議員会の議事録を閲覧すると、理事会と評議員会で、異なる視点で活発な審議が行われている法人がある一方で、理事会と評議員会で、議事に対する発言者及び発言内容が殆ど同じである等、評議員会が諮問機関としての役割を十分に発揮していない事例もある。</p>

(3) 監事

【意見—2】 監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった。監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。

監事の職務については、法第 40 条において、①理事の業務執行の状況を監査すること、②社会福祉法人の財産の状況を監査すること、③理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること、④③の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること⑤理事の業務執行状況又は社会福祉法人の財産状況について、理事に意見を述べるものと規定されている。

監事は、理事の業務執行の状況を監査する立場にあることから、その役割を果たすためには、理事会及び評議員会に出席し、法人業務の意思決定過程を監査する必要があるが、次頁表のとおり、**監事の理事会及び評議員会の出席率は高いとは言えない**。また、監事は、独任制であり、複数の監事が存在する場合でも、各自が単独で権限を行使することができる点が特徴的であるが、次頁表のとおり、**殆どの理事会及び評議員会に出席していない監事がある**。さらに、後述するように、新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である等、**監事による社会福祉法人の財産の状況の監査が不十分な点もあり、監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった**。監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。

【 監事の理事会及び評議員会の出席状況 】

社会福祉法人名	理事会出席状況				評議員会出席状況					
	開催回数	監事A	監事B	監事C	全員出席	開催回数	監事A	監事B	監事C	全員出席
兵庫県社会福祉事業団	3	2	0		0	2	2	0		0
兵庫県社会福祉協議会	4	3	0	4	0	3	2	0	3	0
社会福祉法人 A	6	4	4		4	4	3	3		3
社会福祉法人 B	5	2	0		0	5	2	0		0
社会福祉法人 C	3	3	1		1	3	3	1		1
社会福祉法人 D	6	0	1		0	3	0	1		0
社会福祉法人 E	5	5	5		5	4	4	4		4
社会福祉法人 F	5	4	2		1	5	4	2		1
社会福祉法人 G	4	4	4		4	3	3	3		3
社会福祉法人 H	4	2	4		2	4	2	4		2
社会福祉法人 I	4	4	2		2	3	3	2		2
社会福祉法人 J	11	4	4		3	5	5	3		3
社会福祉法人 K	4	3	4		3	4	3	4		3
社会福祉法人 L	4	1	2		1	3	1	2		1

(注) 監事数は兵庫県社会福祉協議会のみ3名であり、他の社会福祉法人は全て2名である。

(4) 法人本部機能

【意見—3】 法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。

法人本部機能としては、a) 理事会の意思決定に基づき、**法人全体や各事業の計画的な進行管理**を行うこと、b) 収支状況等の**経営上の課題**や、サービス提供等の**事業運営上の課題**について、現状だけでなく、起りうるリスクを含めた具体的な情報を外部や法人内の各事業部門から**収集し、分析**すること、c) **その結果**について考えられる対応策を含め、**理事長や理事会に報告、判断を求めること**、d) 複数の施設、事業を運営している場合には、**全施設・事業の経理、総務、人事を集約**すること等が挙げられる（以上「東京都社会福祉法人経営適正化検討会」が平成23年3月付で策定した『社会福祉法人の経営適正化に向けて』より抜粋）。

運用財産や収支の管理状況についての確認、質問等の手続を行った結果、従前より施設単位で運用財産や収支の管理が行われており、**法人本部機能を実質的に有しない法人が見受けられた**。こうした法人においては、役職員が法人全体の運用財産や収支について十分な把握ができておらず、また、契約書類等の重要書類が施設毎に保管されていた。そのため、法人全体の情報収集に時間と労力を要することとなり、経営状況が悪化した場合には、必要なコスト削減等の意思決定が遅れる可能性がある。

法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。

2. 社会福祉法人の財務事務の執行について

(1) 法人が行う契約は、経理規程等のルールに基づき行う必要がある

県所管の社会福祉法人では、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠して、法人の経理規程を策定している例が多い。

法人の経理規程によると、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 68 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

監査対象法人のチェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項（1）の随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っている例が散見された。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉協議会	【意見-20】	143
社会福祉法人 B	【意見-24】	148
社会福祉法人 C	【意見-30】	153
社会福祉法人 D	【意見-37】	158
社会福祉法人 F	【意見-47】	167
社会福祉法人 G	【意見-51】	171
社会福祉法人 I	【意見-56】	176
社会福祉法人 J	【意見-63】	181

【 全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程 】

経理規程 第 12 章 契約

(契約機関)

第 65 条 契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれを行うことができない。

(一般競争入札)

第 66 条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争入札)

第 67 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がある場合及び適当でない認められる場合においては、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合。
 - (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合。
 - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合。
- 2 前項の規定にかかわらず「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

第 68 条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でない認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合。
 - (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合。
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合。
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合。
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合。
 - (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合。
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合。
- 2 前項の（6）の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第 1 項（7）の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札を付すときに定めた条件を変更することはできない。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

【 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 】

(平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号)

最終改正：平成 26 年 3 月 12 日政令第 58 号

内閣は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項、第 3 項 及び第 6 項の規定に基づき、この政令を制定する。

(趣旨)

第 1 条 この政令は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 特定地方公共団体 都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。
- 2 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- 3 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス又は同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 4 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 5 一連の調達契約 特定の需要に係る 1 の物品等若しくは特定役務又は同一の種類 2 以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される 2 以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この政令は、特定地方公共団体の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

- 1 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上とする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上とする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約
 - 2 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約
 - 3 特定地方公共団体の経営する鉄道事業及び軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約
 - 4 特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約
 - 5 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であつて、当該調達契約に係る特定地方公共団体の行為を秘密にする必要があるもの
- 2 前項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合にあつては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(競争入札の参加者の資格に関する公示)

第 4 条 特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、しなければならない。

(一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限)

第 5 条 特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(一般競争入札について公告をする事項)

第 6 条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

- 1 競争入札に付する事項
- 2 契約条項を示す場所
- 3 入札保証金に関する事項
- 4 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- 6 第 8 条に規定する文書の交付に関する事項
- 7 落札者の決定の方法

(指名競争入札の公示等)

第7条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項について、公示をしなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第167条の12第2項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第3項において準用する同令第167条の6第2項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 1 前条第1号から第3号までに掲げる事項
- 2 一連の調達契約にあっては、前条第4号に掲げる事項
- 3 契約の手続において使用する言語

(入札説明書の交付)

第8条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として当該特定地方公共団体の規則で定める事項について説明する文書を交付するものとする。

(落札者の決定方法の制限)

第9条 地方自治法施行令第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定は、特定調達契約については、適用しない。

(随意契約)

第10条 特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

- 1 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 2 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 3 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
- 4 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 5 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条第1項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- 6 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定調達契約につき地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約による場合については、同条第4項の規定は適用しない。

(落札者等の公示)

第11条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定地方公共団体の規則で定めるところにより公示をしなければならない。

(一部事務組合等に関する特例)

第12条 一部事務組合及び広域連合で特定地方公共団体の加入するものについては、この政令の規定は準用しない。

(特定地方公共団体の規則への委任)

第13条 この政令に規定するものを除くほか、特定調達契約について必要な事項は、特定地方公共団体の規則でこれを定める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この政令は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

3 この政令は、第 10 条第 1 項第 6 号に規定する契約であって、この政令の施行の日前に建築物の設計に係る案の提出の要請が行われたものであり、かつ、当該契約の相手方が当該案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として同日以後に特定されるものについては、適用しない。

附 則 (平成 12 年 6 月 7 日政令第 304 号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日(平成 13 年 1 月 6 日)から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 8 日政令第 344 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成 16 年 11 月 10 日)から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 12 日政令第 58 号)

(施行期日)

1 この政令は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

(2) 新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である

社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を対象として、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとするため、「社会福祉法人会計基準」が新たに定められ、平成24年4月1日より適用することとなった（但し、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができる。）。

当該会計基準に基づく会計処理、財務諸表等による開示が適切に行われているか否かを確認した結果、**会計基準に準拠した処理が行われていない又は会計基準への準拠に関する検討が不十分と考えられる事例が散見された。**

① 役員やファミリー企業等（関連当事者）との取引が網羅的に把握されていない

「社会福祉法人会計基準」第5章、同注解22及び運用指針（「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」をいう。以下同じ。）22において、財務諸表の注記として「**関連当事者との取引の内容**」に関する注記が求められている。関連当事者とは、「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者**」又は「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人**」を言い、当該関連当事者と事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、**年間1,000万円を超える取引が存在する場合には、全て開示する必要がある。**

役員やファミリー企業等の関連当事者との取引は、独立第三者間の取引条件とは乖離した、**社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高い**ことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。

しかし、以下の社会福祉法人については、**関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続、例えば役員に対するアンケート調査などを実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。**

また、その他の注記事項（重要な偶発債務、重要な後発事象など）についても、チェックリストなどを用いた確認作業を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見-9】	121
兵庫県社会福祉協議会	【意見-15】	138
社会福祉法人 B	【意見-22】	147
社会福祉法人 C	【意見-26】	150
社会福祉法人 D	【意見-32】	156
社会福祉法人 E	【意見-41】	163
社会福祉法人 J	【意見-61】	180

② 有価証券の評価が適切に行われていない又は時価情報が適切に開示されていない

基本財産に計上される有価証券は元本の回収が確実な有価証券に限定され、又、基本財産以外の資産に計上される有価証券についても、その管理運用は安全、確実な方法で行うことが求められる（審査基準第2-3(1)）。一部の社会福祉法人では、有価証券を基本財産又は基本財産以外の資産として計上しているが、その多くが国債や地方債等である。国債や地方債等については、一般的に「満期保有目的の債券」に分類されるものである。「社会福祉法人会計基準」第4章3(3)及び同注解16において、**満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合**において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、**償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする**必要があるが、当該処理が実施されていない事例が見受けられた。

また、新会計基準においては、満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることが求められる（社会福祉法人会計基準第4章3(3)）、時価が著しく下落したとき、換言すれば、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落した場合は、原則として評価減を行わなければならないとされている（運用指針20(3)、社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A Q2）。この基準等に従って、**保有する有価証券の時価評価を行い、時価が帳簿価額と比較して50%以上下落している銘柄については評価減を行う必要があるが、そのような会計処理を行っていない事例が見受けられた。**

さらに、「社会福祉法人会計基準」第5章(11)において、「満期保有目的の

債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められている。当該注記を行うに当たっては、証券会社等から国債等の時価情報を入手する必要があるが、外部から時価情報を入手せず、「簿価＝時価」として開示している事例が見受けられた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見－10】	122
〃	【意見－11】	123
社会福祉法人 A	【意見－21】	145
社会福祉法人 I	【意見－53】	175

③ 共通支出・費用の配分基準が不明確である

「社会福祉法人会計基準」第2章8、第3章7同注解8及び運用指針13において、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することが求められている。その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準を選択して適用し、かつ、一度選択した配分基準は每期継続して適用する必要がある。また、運用指針13(1)において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要であると明記されている。

しかし、当該共通支出・費用の配分基準が明文化されていない事例や共通支出・費用と考えられる項目であるにも関わらず、特定の部門にのみ計上され、各部門への配分計算が行われていない事例が見受けられた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 C	【意見－27】	150
社会福祉法人 E	【意見－42】	163
社会福祉法人 G	【意見－48】	170
社会福祉法人 H	【意見－52】	173

④ 各種引当金が適切に計上されていない

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、社会福祉法人では当分の間、原則として**徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金**の3つの引当金の計上が求められている。それぞれの引当金の計上方法については、各社会福祉法人の経理規程等に定めているが、例えば以下のような適切に計上されていない事例が散見された。

- **徴収不能引当金**の計上に際して、事業未収金、売掛金、受取手形等の債権を対象としているが、**貸付金**が対象から漏れている。
- **翌期に支給する職員の賞与に係る賞与引当金を適切に計上していない。**
- **賞与引当金**について、「翌期に支給する職員の賞与額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）の合計額の内、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額」を計上すると定めているが、**賞与に係る法定福利費が計算対象から漏れている。**
- **退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成されていない。**

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見—12】	124
〃	【意見—13】	124
兵庫県社会福祉協議会	【意見—17】	139
〃	【意見—18】	140
社会福祉法人 D	【意見—33】	156
社会福祉法人 E	【意見—38】	161
〃	【意見—39】	162
〃	【意見—43】	163
社会福祉法人 I	【意見—54】	175
社会福祉法人 J	【意見—59】	179

⑤ 固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない

「社会福祉法人会計基準」第4章3(6)、同注解18及び運用指針20において、固定資産の減損損失の計上が求められている。しかしながら、社会福祉法人であるために固定資産税評価額がないこと、また、比較的地価の高い地域であることから固定資産の減損を行う必要はないとの予測の下に、**固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない事例が見受けられた。**

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 C	【意見-25】	150
社会福祉法人 E	【意見-40】	162

⑥ 注記が適切に行われていない、または、注記を行う判断過程が残されていない

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 B	【意見-23】	147
社会福祉法人 C	【意見-28】	151
社会福祉法人 D	【意見-34】	157
社会福祉法人 J	【意見-60】	180
〃	【意見-62】	180

⑦ 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 D	【意見-35】	157
社会福祉法人 I	【意見-55】	176
社会福祉法人 J	【意見-58】	179

(3) 県の外郭団体である社会福祉法人には改善すべき特有の問題がある

① 兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である

兵庫県社会福祉事業団では、県から平成 25 年 4 月 1 日に 14 億 5 千万円の短期運営資金の借入を行い、平成 26 年 3 月 31 日に全額県に返済している。平成 25 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期においても、同額の県からの短期運営資金の借入及び返済が行われている。兵庫県社会福祉事業団の過去 3 期の貸借対照表上、現金預金（流動資産）は、10 億円～16 億円あり、また積立資産を合わせると 31 億円～42 億円の運用財産を有するなかで、毎年 14 億 5 千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。

兵庫県社会福祉事業団では、平成 25 年度に策定した削減計画に基づき、平成 26 年度に 5 億円の減額（借入金 9 億 5 千万円）を実施しているが、運用財産は下表のとおり増加傾向にあることから、**県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。**

【 兵庫県社会福祉事業団の運用財産推移 】

(単位：千円)

	平成 24 年 3 月期末	平成 25 年 3 月期末	平成 26 年 3 月期末
現金預金	1,649,862	1,169,576	1,055,173
建設費積立資産	864,606	1,205,191	1,868,520
備品等購入費積立資産	394,177	530,771	798,993
修繕費積立資産	153,955	305,457	276,937
人件費積立資産	90,013	174,746	262,746
合計	3,152,614	3,385,742	4,262,370

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見-14】	126

- ② 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額^(注)が、平成25年度で2億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。

平成24年3月から、電子レセプトで請求した同一保険医療機関・同一患者に係る同一診療月において、医科レセプト又は歯科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを対象とし、医科レセプト又は歯科レセプトに記載された傷病名と調剤レセプトに記載された医薬品の適応、投与量及び投与日数の点検を行う「突合点検」、並びに同一保険医療機関・同一患者に係る当月請求分と過去複数月のレセプトおよび入院と入院外レセプトをそれぞれ電子的に照合して、当月請求分レセプトの点検を行う「縦覧点検」が実施され、診療内容や他院受診等がより厳しく審査されるようになり、近年返戻額が増える傾向になっている。

リハビリテーション中央病院では、毎月、レセプト内容の点検（被保険者資格、診療内容の主治医への確認等）を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けた。しかし、点検が十分でないこともあり、また、患者からの他医療機関受診の申し出がない場合があつて、これらが返戻の対象となっている。

よって、診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。

(注) 返戻額

当月以前診療分の病院による依頼返戻及び社会保険、国民保険からの照会等による返戻額の合計である。なお、当該返戻額については翌月以降にレセプト内容を見直し、修正や補足説明を加えて、ほぼ全額を再請求しているが、収入予定額と実際入金額には毎月少なからず差額が発生している(90頁及び129頁の【指摘事項-15】参照)。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【指摘事項-13】	127

- ③ 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成 26 年 2 月返戻額 27,235 千円が平成 25 年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理している。また、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。

そのため、2月返戻額 27,235 千円が平成 25 年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた。

なお、平成 26 年度からは返戻額と再請求額との差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するよう改める旨の説明を受けた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【指摘事項-14】	129

- ④ 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成 25 年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成 25 年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額（誤計増減）が毎月、少なからず発生している。

金額が最も大きい平成 26 年 3 月分の誤計増減△10 百万円の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として約 50 百万円を請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上し、約 60 百万円を計上していたことによるものである。

なお、当該誤計増減は、平成 26 年度において会計上「過年度支出」として処理されている。

誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けた。今後も管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもって誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉事業団	【指摘事項-15】	129

⑤ 兵庫県社会福祉協議会では定款に定める基本財産を保有していない

兵庫県社会福祉協議会では、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 定款」第28条第2項において、基本財産に関して以下のとおり規定している。

第28条

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 196,000,000円

しかし、兵庫県社会福祉協議会の平成25年度の決算書を確認した結果、基本財産として計上されている資産は、投資有価証券（第8回利付国庫債券194,445千円）であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。

県は、兵庫県社会福祉協議会に対して、実際の管理形態に応じた内容（例えば、「有価証券 額面 196,000,000円」）に定款を変更するよう指導すべきである。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉協議会	【意見-16】	139

⑥ 兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や兵庫県社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度である。また、この制度は国が全国一律に定めた制度であり、各都道府県を通じて社会福祉協議会に補助金として支出されている。

兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金会計貸借対照表によると、生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等201億円（純資産の部）のうち、平成25年度末現在で94億円（このうちで43%に当たる40億円は長期滞留債権）が貸付中であり、残りの107億円は、現金預金55億円及び有価証券50億円（全て兵庫県住宅供給公社債）等の運用財産となっている。

貸付実績は、平成20年度は約3億4千万円であったが、同年に起きたリーマン・ショック等による景気後退の影響で、平成21年度には約32億円と急増し、平成22年度の約38億8千万円をピークに減少に転じ、平成25年度は約6億5千万円となっている。

本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、**今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。**

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
兵庫県社会福祉協議会	【意見-19】	141

(4) その他

① 年に一度県に対して提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため、県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

県に対して提出された平成26年度チェックリストについて確認した結果、会計（契約）の状況の記載漏れなどの問題が散見された。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 C	【意見-31】	154
社会福祉法人 E	【意見-45】	164
社会福祉法人 G	【意見-49】	170
社会福祉法人 I	【意見-57】	177
社会福祉法人 K	【意見-64】	183

② 有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 C	【意見-29】	152

③ 経理規程等の整備を早急に進めるべきである

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 F	【意見-46】	167
社会福祉法人 G	【意見-50】	171